

さぬき市まちづくり条例案検討委員会（第3回）会議録

- 1 日 時 平成16年2月18日（水）19時00分～21時10分
- 2 場 所 さぬき市役所3階302会議室
- 3 出席者 委員会委員10名（山崎、近藤、森、谷、真鍋、山下、吉田、植村、高橋、堀河）
まちづくり推進課長、事務局3名（山下、白井、鈴木） 計14名

4 会議の要旨

（1）開会

あいさつ

委員 長 今日4名の方が欠席なさっていますが、ここにいるみなさまで、十分にご意見やご審議のほどをお願いします。委員長が議長をとということですので、私の方で議長を務めさせていただきます。

（2）議題

アンケート結果等について

委員 長 それでは、議事に入らせていただきます。議題1の「アンケート結果等」について、事務局からご説明申し上げます。

事務局・白井 （事務局・白井から、事前配布済み資料の確認と、資料の説明（別紙「事前配付資料」1および2））それでは、資料に沿って順次進めていきたいと思ひます。資料1の、前回の会議録についてですが、これについて承認をいただけるかお諮りしたいと思ひます。

委員 長 前回のまちづくり条例案検討委員会会議録ですが、みなさんには目を通していただいて、間違っているところなどがありましたら、ご発言いただけませ

んか。

委員全員 特にはないです。承認します。

事務局・白井 それではつづきまして、資料2について説明します。前回の委員会の後にご回答いただいたアンケートを、みなさんのお名前は伏せた上でまとめさせていただいております。順を追って説明します。

まず前文についてのアンケートですが、4名の方に前文のすべてを作ってくださいました。それを、前文案全体でのご提案ということで、前文案1, 2, 3, 4, として、最初に掲載しています。(前文案を1~4まで読み上げる)

前文のアンケートのパターンに沿ってご提案いただいたものをご紹介します。4分割して掲載しておりました一段目は、市の紹介です。(案1, 2を読み上げ)二段目に、目指すべきまちづくりです。(案1, 2を読み上げ)三段目に、まちづくりの基本原則です。(案1, 2を読み上げ)四段目に、条例制定の目的です。(案1, 2を読み上げ)前文については以上です。なお、これをまとめた後に、渡辺さんから「まちづくりは、人づくり」ということを入れてほしいというご提案をいただいています。

事務局で前文を作成するにあたって、みなさんのご提案をいろいろと見てみると、それぞれの意見に個性というか、特色があるので、それを素案にまとめるのに、だいぶん頭を悩ませました。

それでは、資料3の、素案の前文部分も併せてご覧ください。ここに書いてあるものは、事務局の方で、みなさんからいただいたキーワードをちりばめながら繋がるように作って見たものです。ある程度コンパクトに、なおかつ特色を表しながら、一つにまとめるのは難しかったです。(素案前文の読み上げ)この前文を、どのように組み立てたかを説明します。まず、前文案1が比較的シンプルで流れが良かったので、これを本体にして考えました。そこに文言として、前文案2の中から「四季折々の実りがあり」の部分を取り入れています。前文案3の中からは、みなさんの案全部に共通する「やすらぎ」とか歴史・文化・自然とか、そういう感じのことを。前文案4からは、他の案と視点が違って柔らかく、ちょっと取り入れにくかったのですが、「世代を越えて」というところを取り入れました。また、四国遍路の志度寺・長尾寺・大窪寺といった固有名詞は入れていません。というのも、この条例の対象は主に市民ですから、対外的にPRするような内容ばかりではいけないかと思ひまして。次の、市の概要紹介では「瀬戸内の穏やかな風土」とか、「それぞれのまちが培ってきた」とか、「へんろの心があふれる」といった部分を取り入れています。

それ以外に参考にしたのは、総合計画(資料5)です。ここからも、文言の拾い出しはしております。というのも、基本的な考え方として、まちづくり条例と総合計画は整合性をとっておくということがあります。総合計画については、後ほど説明します。とりあえず今は、アンケート結果に基づいた前文案について、いろいろとご意見をいただけたら

と思います。

委員長 今、事務局からアンケート結果について、また前文につきまして詳しく説明がありましたが、これにつきましてみなさまからご意見を賜りたいと思います。

谷委員 1～4の前文案は、どの案も素晴らしい。模範的。言葉に重みがある。ここから省いたり足したりする必要が無いと思う。しかし、あまり四国霊場の話をするとアウトになる。

近藤委員 私の不勉強ならすみません。讃岐山脈は、どこにあるのですか。

事務局長 阿讃山脈という呼び方もありますが、さぬき市では讃岐山脈にしています。今の小学・中学・高校の地図帳の記載に倣っています。

谷委員 前文の素案で、“住みやすい”と、“ずっと住み続けたい”で、住むということを2回繰り返して強調しています。これはこれでいいのですが、もっと他にはありませんか。

事務局・山下 他にニュアンスをもっと広げたいというなら、他の言葉をここへ入れてもいいですね。

谷委員 “住んで良かった”とか。

事務局・山下 前文案4の最後のところにある“思いやり”であるとか、“仲良く”であるとか、“幸せ”。こういった言葉もいいんじゃないかなと思います。

事務局・白井 「住むことが誇りに思えるまち」など、いろんな表現があるんですが、前文案1でご提案いただいた、この“住みやすい”“ずっと住み続けたい”が言い回しやすかったので取り入れました。安全、安心な環境作りといった面から言っても、現在も今後も住みやすいというのは重要ですし、この表現はけっこういいと感じました。

委員長 前文案の1～4は、確かにどれをとってもいいようですね。まとめるのは大変だったと思います。素案の前文については、事務局案で承認できますか。

委員全員 ほぼ、いいと思う。

事務局・山下 ひとつ気になることがあります。“地域を超えて”という言葉が気になる。

事務局・白井 合併した、しないに関わらず、地域間交流はあるので、いろいろな意味に取れると思いますが…。

吉田委員 逆に言うとね、“地域を超えて”という文言を入れること自体が、みんなが地域を意識しているということになるのでは。無理に入れなくても。

事務局・白井 私がこの文言を入れた時点では、“世代を超えて”という文言とセットになるものが必要だなと思ひまして。それで引っ張ってきたのが、この“地域を超えて”という文言です。

山崎委員 地域を意識しすぎている感があるかな。

事務局・山下 いや、地域内でまちづくりをする、ということも考えていかなければ。行政ができないことは地域内で補って、解決していきましょうということもありますので。その点で、“地域を超えて”というのはどうかなと思ったんです。市全体としては、地域を超えて一緒に仲良くやりましょう、と。

真鍋委員 入れたらいいと思う。合併した5つの町には、個々の歴史や文化の特色というのがありますのでね。それを超えてという意味を含めて、入れておいたらいいんじゃないですかねえ。

委員長 “地域を超えて”は入れとけばいいということでしょうか。

真鍋委員 あんまりこだわる必要はないと思いますけれど。

事務局・白井 今日のところは、素案の前文中に“地域を超えて”を残しておくということではいいでしょうか。

委員全員 (うなづく)

事務局・白井 それと、これも表現的な話なんです。4行目の頭で“かつて、5つの町だった”という言い回しでいいのかどうか。これも意見が分かれるところだと思います。この部分を、市長の施政方針とか合併時のあいさつにあるような、長い表現にする

よりは、前文案1から取ったこの表現の方が短くていいのでは。また、この表現で「併した」ということを表しています。併という言葉は出てきていないのですけれども。

委員長 それではみなさん、このくらいで、素案の前文を承認してよいですか。

事務局長 これどうかな。条例の中に“古くから四国遍路を支えたお接待の心”というのを入れるのは、この表現は、大丈夫かな。

事務局・白井 お遍路さんが四国霊場八十八箇所巡りをする、それを支えたのは、地元の人情や風土であるということです。昔は、今のように美化されて言われるほどではなかったかもしれませんが。

事務局長 どうかな...地方公共団体はあらゆることに対して公平に対処しなければ。宗教のことに触れるのはまずいのでは。

山崎委員 私が思うに、これね、思いやり。素案の前文には“思いやり”という文言は入っていませんが、お接待の心というのが、思いやりなんですよ。

事務局長 では、そういう中立的な言葉で置き換えられるのならば、そうしたほうがいいのでは。気持ちは十分、分かるんですよ。さぬき市には昔からの文化遺産として四国霊場の3つの寺がある。実は今日の夕方、鴨庄あたりで「87番札所へ行きたいんですけど、峠を越えてきてしまいました。」というお遍路さんの道案内をしました。これを美化して言えば、思いやりの心、お接待であると。しかし、四国霊場について条例中で取り上げて、クレームがつかないか心配だ。

山下委員 真言宗以外の方が、真言宗だけ取り上げたと言句を言うということですか。

事務局・白井 四国霊場八十八箇所には、真言宗以外の寺もあります。お寺によって、宗派はばらばらです。

山下委員 でも、お参りするの、真言宗でお参りするでしょう。

事務局・白井 それは、お寺ごとに宗派は違うけど、空海が真言宗だからですね。

山崎委員 真言宗が多いだけで、天台宗、禅宗、真宗などもあります。

真鍋委員 長尾寺は天台宗です。

事務局長 では、“お接待の心”というのは宗教用語ではないですよ。人と人の交流の、思いやりの心を表している。そして“四国遍路”というのはつまりロード、道のことを表していると解釈して。一宗派に偏ったものではないと。

委員長 結局、お接待の心というのが、うるおいや、やすらぎに繋がると。

事務局長 遍路というのは、なんですか。歩くことを言うのか。それとも、道のことを言うのか。

事務局・白井 歩く行為というか…。

近藤委員 昔の、歩く人の疲れた気持ちがなぐさめられるとか、地蔵とかいうことが元々の始まりです。それがだんだん形になって、物をあげたりして。

事務局長 まあ、ここで案をまとめていただいて。最終的に、市長へ答申すれば、それを市長が見て、次に議会が見て、この部分について（判断します？）

委員長 この部分について、いろいろとご意見をいただきましたが、前文につきましては、この素案を承認してもよろしいでしょうか。

委員全員 （うなづく）

事務局・白井 それと一つ、今の部分について補足します。前文のこの部分は、総合計画抜粋の中にあります、広域交流の推進、というところで“四国霊場八十八箇所のお接待に代表されるおもてなしや癒し等の特色ある地域づくり”という表現があります（のに対応しています？）

事務局長 これは何だ。これ（総合計画）を使う必要があるのか。

事務局・白井 部長から使うように指示されています。

事務局長 総合計画と、まちづくり条例は、別々の委員会を設けて策定している。まねする必要はないだろう。

事務局・白井 まねはしていません。基本的な部分が、ずれないようにということです。

事務局長 私はずれても全く構わないと思う。そのための まちづくり条例案検討委員会である。違いを調整するのは市長の役目であって。

事務局・白井 いや、事務局案の時点でずれているのはいけないので…。

事務局長 しかし事務局は、委員のみなさんのご意見を守らなければいけない。

事務局・白井 そうですね。

委員長 総合計画については、あんまり気にせんと、委員のみなさんの意見で決めたい。こうして、前文案１～４のように、委員のみなさんから意見が出てきたのだから。

事務局・白井 ただ、われわれの案を進めていく上で、総合計画を全く無視して進めていけないという意味で、諮っているだけです。

委員長 それでは、議題 の条例案素案の検討へ移ります。

事務局・白井 資料２の２ページ目、一番下からご覧ください。「条例素案に関するご意見・ご提案」のうち、条例全体の修正案ということで、別紙をつけております。おひとつ方から、すべてについて一度作り直していただいたものもあります。これについて、すべてを説明していくと、時間が押してしまいますので、今は読まずに置いておきたいと思えます。

次に進みます。「条例項目の追加案」についてです。（条例項目の追加案（１）と（２）その他のご意見・ご感想など、市民投票について（１）と（２）およびその他（１）と（２）を読みあげる）。以上のご意見・ご提案をいただいておりますので、ご紹介しておきます。また、市民投票の件につきましては、前回の委員会の中でもありましたが、条例案の中に入れるということで、なお、市民投票の結果が接近していたなどの場合は、市民投票の結果だけで判断するのではなく…という附帯意見を、市長に答申するときにつけるといふことで了解いただいております。

委員長 事務局の説明が終わりましたが、今聞いた件について、何かご意見は。

事務局・白井 特にご意見などがないようでしたら、条例について一条ずつ見ていき
たいと思います。それで、そのつど意見をいただけたらと思います。

先ほど説明を飛ばしてしまいましたが、「条例項目の追加案」で2点ご提案をいただ
いています。1点目については、第6条第4項に盛り込んでいます。2点目については、第
5条に入れています。

それでは素案の条文を一つ一つ見ていきます。資料4「まちづくり基本条例の骨格(案)」
を横に置いて、対比しながらご覧ください(第1条を読みあげる)。

前文に続く総則として第1条があるわけですが、第1条はこれでよろしいでしょうか。

谷委員 よくできている。

委員長 第2条へ進んでください。条文を一つずつ検討するというわけにはい
かない。時間がかかる。

事務局・白井 そうですか、それでは次へ進んでいきます。気になることがあったら、
その都度、言っていただくということで。(第2条から読みあげ始める)

委員長 第2条第2項の「協働」の字はこれでよいのですか。

事務局・白井 最近のはやりと言いますか…。共に汗をかき働くというようなニュー
ンスです。

(第3条を読みあげる) 前回の資料では、第3条は6項目くらいありましたが、今回の素
案では最後の方を省き、第4項までになっています。

(第4条を読みあげる) 前回の資料では“地域コミュニティ”となっていました。今回
は“コミュニティ”に変更しています。これは、コミュニティという言葉日本語で言う
と地域集団であり、元々、地域というのが前提になっているからということ、それと地縁
以外のボランティアやNPOといった目的・趣旨で活動している団体も含めてコミュニ
ティというものを考えていくべきであろうという観点からです。

(第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条を読みあげる) 第10条は、前
回の資料では入れてなかったものです。財政運営を分かりやすく公表するという趣旨のも
ので、やはり、総合計画があればそれに付随して入れておいた方がいいかなということで、
今回の素案では追加しています。財政運営について取り上げると、行革とか、行政評価シ
ステムとか、そういった話まで議論に登る可能性があるかとも思いましたが、ここでは情
報公開の一環として財政運営の公表を取り入れるにとどめています。

(第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条を読みあげる) 第16

条については、前回の委員会で、条文の中で市民投票について謳うべきだということで入れました。その表現については、いろいろと、具体的なところを入れるべきかどうかというのがありますが、他の条文とのバランスから考えましても、個別具体的なところは、実際に市民投票を実施する時に、別の条例を作って実施するということになってこようかと思えます。ですので、市民投票について、ここでは概略的なことで表現しております。

(第17条、第18条を読みあげる)ととりあえず、ひととおり条文についてご説明申し上げましたが、個々の条文についてでも、全体についてでもかまいませんので、ご意見を賜りたいと思います。

委員長 事務局から条文素案についての説明がありましたが、これについてみなさんのご意見をいただきたいと思います。

真鍋委員 第9条の2項で“重要な計画を策定しようとするときは、あらかじめその概要を公表し、意見を求めるものとする”とありますが、諮問委員会などの形は...。それと、第18条で条例の検討及び見直しということがございますね、4年を超えない期間と...。これも、どういった形の審議会というか、諮問委員会で行われるのか知りたいですね。この(まちづくり条例案検討)委員会のようになるのかどうか。

事務局・白井 まず第1点目のご質問、第9条の2項についてお答えします。現在、市の総合計画が策定に向けて動いています。みなさんには資料5として、総合計画の抜粋をお出ししています。これについて、今から少しだけ説明させていただきます。

先週2月12日に、第3回の総合計画審議会が開かれました。資料5は、その回でまとめられました基本構想を審議会にかけられましたものを、抜粋したものです。その審議会では、その案を概ね適当と認めて、市長に答申しました。市長はその答申を受けて、次の3月議会にこれを上程する予定になっています。

私どもが考えるに、本来ならば総合計画の基本構想ができた時点でホームページ等に掲載した方がいいと思います。しかし、既に市民アンケートとか、4回まで開かれた市民会議とか、市民から委員を公募した審議会とか、ある程度市民の参画を得て進めてきてること、それから、これから議会に出そうという大事な時期なので、今、この案に横やりが入ったり、議員の目に触れる前に誰でも見ているではないか、ということになっては好ましくないそうです。ですから、この委員会から外に出さないという条件でなんとか政策課の方から抜粋をもらい、委員さんにご提示して参考にしてもらおうということです。

第9条の2項で言っていることは、本来、総合計画のようなものは、案の策定途中からでも逐次ホームページ等で公表していった方が多様なご提案を吸い上げることが可能だということです。ただ、この条例の中でそう謳っても、総合計画の基本構想については、もう後の祭りですが。16年度から策定開始する総合計画の基本計画等については、ホーム

ページ等で策定段階から素案や骨格を公開してもらいたいと思います。そういう方向でいかないと、情報の共有化というのは進んでいかないと思います。

次に第2点目の、第18条についてのご質問にお答えします。正直に言うと、現段階では見直しの方法について、まだ決まっていません。まだ考えられていません。見直しをどうすればよいか、ご提案いただけたらと思います。条例を見直すにあたって例えば、行政の内部で話し合うだけで決めてしまってよいのか。もしくは、こういう検討委員会を開くのか。要は、その都度議論することも必要かと。政策課の総合計画の方では、15年度に開かれた市民会議と似たような主旨の会議が必要ではないかということで、16年度にコミュニティ会議というものを開く計画があります。そういった、まちづくりを考えるための委員会なり審議会が継続して活動していくのも、まちづくりを進めるうえでの施策かと思いますが。実際に、自治体によっては、まちづくり条例を作る際に、まちづくり審議会などを設けたり、規定を作り込んだりしているところもあります。

委員長 今の説明で、もうわかりでしょうか。

谷委員 おそらくそういう、審議会のようなものがあれば、作っていくということですね。公開とかいうことは、これからどうするのか。一部の人しか知らない。どう知らせていくのか。ホームページや新聞・広報で流しても、知らない人は知らない。大事なことや、市や市議会がどういうことをしているのかは、どうにかして知らせないと。昔のように、官報を張り出す告知板に貼っておくだけで「知らせているではないか。」というのは困る。

事務局長 まちづくり推進課ではケーブルテレビとか、広報とか、ホームページとか、音声告知放送を担当し、行政情報を提供している。また、印刷された予算書は市の図書館におくなど、あらゆる方法で市民が情報を活用できる状態にしていかなければならないと思います。

谷委員 情報があっても、分からないから読まない。分かるところだけ読む。

事務局長 市が「この件については広報に載せていますよ。」といっても、市民は「私は見ていない。」と言う。つらいところです。

山崎委員 これは難しい問題ですよ。

事務局長 それなら市は情報の提供をしてもしなくても良いかということ、そうではない。市は積極的な姿勢で情報を提供し、市民と情報を共有すること、あらゆる機会に

市から報道していくことが大切だと思います。谷委員の意見を、どこかに盛り込もう。

事務局・白井 はい、宿題とします。

事務局長 ところで、立法技術上の問題がある。第9条2行目と、第11条2行目と、第12条見出しに中点を使用している。中点は、よほど密接不可分でない限り、条例や法令では使わない。

さて問題なのは、第14条。これが非常にまずい。この条文の題名は（会議の公開）にすべき。

それに、“市の執行機関に置く附属機関等”というのは、それほど大事ではない。公開するのが一番大事なのは、議会である。その次に大事なのは、執行機関。条例というのは、市長が提案し、議会で決められる。だから、会議の公開で大事な順にあげると、まずは議会や委員会、次に教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会。まあ、会議が面白いかどうかは別にして。ですから、素案第14条の1行目は“市は、議会、執行機関並びに執行機関に置く附属機関及び附属機関に準ずる機関（以下「附属機関等」という。）”に改めてください。

次に第15条（委員の公募）についてです。議会議員とか農業委員とかは、一般公募ではなく、選挙で立候補してなります。一方、この委員会のような附属機関等の委員には、昔の町レベルでは当て職ですましていたものを、それでは好ましくないので、今後は一般公募し、男女の比率も考慮しなければならないということです。

第14条と第15条は、今言ったように改めてください。専門的に言いましたが、わかりますか。

委員長 まあ、わかります。

事務局・白井 事務局でまた、訂正をしたいと思います。

谷委員 今、教育委員会は公開していますか。

事務局長 しています。昔は、いつ開くかということ自体を公開していなかったから、いつ開かれたのかさえ分からなかった。農業委員会にも、実は傍聴規定がありましたが、教育委員会と同様、いつ開かれているかさえ分からなかった。この前の12月議会で、教育委員会や農業委員会の開催日時を周知するよう市長と教育長が答弁しました。今度は条例で、会議を公開するようにしてしまいます。

谷委員 公開しても、ほとんど来ないがね。

事務局長 「教育委員会なんか、市民が傍聴してどうする。」といった間違っただ認識があったり、委員にすら会議日程や議題を直前まで知らせなかったり、お粗末な実態もありましたが、今年になってからは会議を公開するようになっています。

委員長 この件についても、また若い方も、何かご意見はございますか。ないようでしたら、第14条と第15条につきましては、事務局長が発言したとおり訂正するというので。では、次へ進みます。

事務局・白井 それでは、資料5「さぬき市総合計画基本構想（案）抜粋」について簡単に説明します。この検討委員会でも、この基本構想の内容を踏まえていきたいと思えます。基本構想の方は既に（案）として出ていますので、これに目を通しながら、まちづくり条例案に反映できるものは反映し、逆に「これはまずいのではないか。こういう方向ではない方がいいな。」というものがあれば、その点を（是正するように？）まちづくり条例案に反映していけたらなと思えます。（以下、資料5を簡単に読み合わせ）

補足説明として、人づくりに関してですが。“職員の人づくり”というのは条例の中で出てくるのですが、“市民の人づくり”というのは今の段階では謳い込めていないので、そのあたりをどうするか、何か良いご提案がございましたらお願いします。渡辺委員からいただいているご意見の中にも、まちづくりに関する思いがいろいろと綴られています。今回の会議資料には盛り込めていなかったもので、これも何とかしないとイケないと思っています。

委員長 今、総合計画について要点だけをご説明いただきましたが、これについてのご意見を…。これはもう、向こうの方（総合計画審議委員会）で決まっているんですね。

事務局・白井 2月13日（金）の新聞に載っていました。東かがわ市さんの、今日の新聞に載っていました。

委員長 この総合計画の中から、ある程度、まちづくり条例の中へ抜き出してあるんだね。

事務局・白井 ある程度、それも踏まえています。総合計画を全く無視しては進められないので。文言も、まちづくり条例に取り入れられるものは、取り入れた方がいいかと思ひまして。もちろん、まちづくり条例も総合計画の通りでなければいけないというわけでは、ありません。

委員長 みなさん、ご意見はありますか。

谷委員 感想ですが、何回も（案を？）作り直して大変だと思います。私はこの委員会だけでなく行革委員会にも参加しています。財政健全化を進めるためにも、行革はしなければならぬ。今はまだ、健全財政でないが、健全にするためにも、まちづくり・ひとづくりが大事。そうして、市民が自分で考えたり行動したりできるように…。市内に各種団体があるでしょ、それらほとんど全部、どっちかと言ったら、自立していないわけだ。自分から何かをするのではなく、市からの助成に頼っている。補助金がなければつぶれる。いつまでも、おんぶにだっこではなく、市から助成金を出すのは、伸びていく団体だけにしたほうがいい。市民を教育するというと叱られるかもしれないが、市民に責任を持たせるといふなら、条文にそういった文言も入れた方がいい。こういうことは、議会から言わせれば、市民サービス低下だと言われるか。

事務局・山下 行政の方も、自立に向けているんな施策を考えていかないといけないんですが。みなさんが日ごろ活動している中で、まちづくりでもいいし、ボランティアでもいいし、活動するうえで「こういったことがあれば助かるのになあ。」というご意見はありますか。例えば「もっと情報があればいいのに」とか、「社会福祉協議会・福祉の方で、もっと広い範囲のボランティア情報が集まってくる場所があったらいいな」とか、そういった事柄で何か思いつくことはありますか。

谷委員 あのね、市民の末端の声がいちばん聞けるのは、社協の「いきいきネット」。ここでは、地域に密着したお年寄りの意見が聞ける。それから、若い人の意見は、また別の団体があると思う。

事務局・山下 そういった人たちは多分、地域に密着した活動をしているということ、他の人にも知ってもらいたいと思っているのではないのでしょうか。どこでどんな地域活動をしているのか…例えば、機関誌であったり…ここに行けばすべての情報がそろう…そういうものがあつたらいいと私は思います。例えば自治会活動についても、他の自治会がどんな活動をしているのかが分かる、また、個人でボランティアをしたいときに、市内でどんなボランティアができるのかが分かる、そういう、情報が集まってくる場所があればいいと思いませんか。

谷委員 私は寒川ですが、志度の方は、田んぼがないでしょ。農家が少ない。そこで例えば、志度の農家でない人を集めて、寒川の方へ連れて行って、農作業などの活動してもらおうのはどうでしょう。頭と体を使うし、情報交換にもなる。シルバー人材セン

ターでないが、有能な人を有効に使うと良い。

事務局・山下 そういう方法いいですね。人材バンクという訳ではありませんが、何か特技を持っていて、それを役立てたい人がいれば登録して。そしてそれを見た人がスカウトして有意義に使うという。

谷委員 これからの方法ですよね。広報などに載せたらどうですか。ところでこの前「広報がきれいすぎる」と言われました。

山崎委員 津田でも、防災行政無線によるお知らせ放送がありますが、音声による知らせは、文字放送よりもよく頭に入る。年寄りも、文章は読まないんですね。一方、口コミは3人いれば絶対、間違いなく伝わる。情報というものは不思議なもので…。自治会でも初めは文章を書いて渡して、回覧していましたが、事項が2つあれば、上の方だけ読んで、下の方は読んでいないんです。「そんなん、見てない」と言うんです。ですから一番いいのは、音声による放送ですね。あれは、聞いているつもりがなくても、耳に入るんですね。でも3チャンネルの文字放送は、どこで何の講座があると書いていても、見んもんなあ。

谷委員 文字放送は見ている間に流れてしまう。音声で放送してくれるのが一番いい。

近藤委員 文字放送は次々と移り変わって流れていくが、情報が多くて、見逃したからといって1時間も3チャンネルの前に座って見ている人はいない。

事務局長 津田の防災行政無線による一般放送は、3月末で廃止になります。志度のオフトーク通信もそうです。そして、現在進めている音声告知放送端末の設置により、山手側の告知放送と、従前の防災行政無線のお知らせ放送及びオフトーク通信を統合するものです。この音声告知放送は、テレビのスイッチを入れていなくても、音声の放送が流れるというものです。今のところ、市のお知らせ放送は中途半端な状態になっていますが、これからは耳で聞いた方がよい情報は音声告知放送で、文字放送がふさわしいものは文字放送で、テレビ放送を通じてお知らせした方がよいものは映像で、3種類の放送方法を使い分けて充実させるようにします。ただし音声告知放送は今工事中なので、今しばらくお待ちください。

山崎委員 ちょっといいですか。困るのは、年寄りでケーブルテレビを取っていないところがある。ここが、困るんです。

事務局長 でも津田の場合は、ケーブルテレビの前の防災行政無線にも未加入のところが、何百もあるでしょう。

山崎委員 でもね、行政防災無線は、屋外にもスピーカーがあって、お知らせが聞けるんです。

事務局長 緊急避難放送ならともかく、複雑なお知らせ放送を屋外スピーカーでというのは、効果的かどうか…。耳が遠かったり、戸を閉め切っていたら、聞こえないだろうし。

山崎委員 …ところが、今度の音声告知放送だったら、ケーブルテレビを取っていないところは、まったくお知らせが届かないのですから。そこに問題があるんです。

事務局長 従前の防災行政無線に加入していないところと、ケーブルテレビに加入していないところと、比較することは難しいが、ある程度はカバーできるのではないのでしょうか。

事務局・白井 それと、今回の告知放送は、録音機能が付いています。お悔やみや臨時放送については、その時に聞けなくても、後で再生ボタンを押せば聞き直せるようになっています。そういう点では、便利になっています。

山崎委員 それは、ケーブルテレビを取っているところの話でしょ。取っていない年寄りにね、なぜなのか理由を聞いたら「もう子どもはこの家に帰ってこないから。私一人だし、私が死んだら誰も住まないから、ケーブルテレビはいらん。今のテレビで十分いいです。」と言うんです。それなのに無理矢理ケーブルテレビを取れとは、よう言わないでしょ。

事務局長 さぬき市のケーブルテレビは、テレビを見られるだけではないですよ。その他に、アンテナも無くせるし、さぬき市が放映する地域情報も見られる。それに、現在まで防災行政無線・オフトーク通信・音声告知放送の3パターンで行っていたお知らせをケーブルテレビに統一するという事で、議会ではあえて加入負担金を期限付きで無料にすることに議決しました。とりあえず入ってくださいと。そして合併に伴う料金の見直しで、市民の負担は軽い方がいいということで、ケーブルテレビの維持管理費として月額1,000円と決められました。しかしこれでははっきり言って、テレビ局としての諸々の経費は出ない。出ないけれども、さぬき市としては情報を共有するために、すべての家

庭に音声告知放送をつけるということでやっておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

山崎委員 自治会で防災に取り組んでいますが...12月から2月まで、昨年までは毎週土曜日に、今年からは毎週火曜日に、だいたい60歳代以下の人たちで、10~13人で12時頃まで、いろんな意見を出し合っています。そこで、音声告知放送についてもみなさんいろいろと考えているようですが、いざというときに、それが分からないケーブルテレビを取っていない年寄り世帯はどうすればよいか...。どうすれば一番いいのか...。今年度内に何とかしないといけないので、まず自治会内でケーブルテレビを取っていない人を調べています。4月からどういうふうに防災をするか。若い人にも考えるように言っている。

事務局・白井 そういうふうに、最後は結局、地域の助け合いに頼らないといけないかなと思います。先ほどの、谷委員が話された自立の話に戻りますが、まちづくり条例の中では、まず市民の自立がありますよね。コミュニティの自立もあって。で、市の自立。お互いの自立です。今はやりの言葉で言いますと、自助・共助・公助。自ら助け、共に助け、公で助ける、といった仕組みで、今の時代を乗り切っていくとといけないのかなということもあって、こういう条例を策定していこうとしているわけです。

委員長 それでは、今まで審議いただいた件については、これでよいでしょうか。では、その他につきましては、どうですか。

事務局・白井 では、今後の策定の流れにつきまして整理しておきたいと思います。今日で委員会も第3回を迎えまして...今いろいろとご協議いただいた内容をもとに再度この素案を見直して調整を図りたいと思います。それで、前回までと同様に、会議中に言い漏らしたこととか、後で気がついたこととか、その他あるかと思いますが、来週中、2月27日金曜日くらいまでにアンケートの提出をお願いします。様式はメールでも何でもかまいません。ご意見をいただければ、それは次回までに反映できる部分は反映させていきたいです。そこで作られたものが、最終的な原案になってくると思います。その原案については、第4回の検討委員会でお諮りするとともに、前段として、市役所の総務課の法制担当と企画部政策部門の調整をこの段階である程度内々で協議しておきたいです。その辺を踏まえて原案を作成して、できれば第4回委員会の1週間前くらいに委員のみなさんに郵送して、第4回の検討委員会でご審議いただいて、概ねこれでいいだろうということであれば、その原案を基に、おそらく、委員長と副委員長に最終の確認をいただいて、市長に答申というかたちに流れていくかと思っています。

事務局・山下 市民投票のところ、附帯意見をつけるというのは、どういう形になっているの。最終に答申するというかたちで、みなさんに諮った方がいい。

委員長 そうやな。みなさんに見てもらった方が。第4回はいつにしますか。3月中ですか。

事務局長 この委員会は、第4回で終わりにしないとイケないのかな。

事務局 白井 当初の約束では、今年度中の第4回までにということでした。答申したら、この委員会自体が自動的に終了です。もし第4回で、この答申がこのまま出せないとなったら、この委員会も引きつづき年度をまたいであるということも、可能性としてはあります。予算的な措置も、来年度も開こうと思えば開けます。市長に答申するまでは、この委員会の任期は続くということです。

事務局長 今回の素案に手を加え、3月の中旬に第4回を開き、市長に渡すつもりで。4月中にまとめないと、6月議会に間に合わないな。

委員長 第4回の日程はどうしますか。

事務局・白井 概ね1か月開けたくらいの、3月下旬に開催したいと思いますが、3月19日か、26日ではどうですか。

委員長 では、3月19日(金)19時からということで、予定しておいてください。

時間が10分ほど超過しましたが、他に何も無いようでしたら、これをもって閉会します。

「以上」